

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による ガス料金の軽減措置について

2022年12月26日

栄ガス消費生活協同組合（以下、「当組合」）は、経済産業省の「電力・ガス価格激変緩和対策事業（以下、本事業）」^{※1}に2022年12月7日（水）に登録申請し、12月15日（木）に採択されました。

本事業は、お客さまの使用量に応じた都市ガス料金・電気料金から、政府が指定する単価の値引きを行った事業者に対して、その原資を政府が支援するものです。なお、本事業による値引きに関して、お客さまご自身でのお手続きや当組合へのご連絡は不要です。

1. 本事業による値引き概要

・対象のお客さま

当組合とガスをご契約されているお客さま^{※2}

・適用期間、値引き単価

2023年2月検針分（2023年1月検針日の翌日～2月検針日まで）～

9月検針分（8月検針日の翌日～9月検針日まで）の値引き単価：30円/m³

2023年10月検針分（9月検針日の翌日～10月検針日まで）の値引き単価：15円/m³

<参考>

標準的なご家庭（月間使用量51m³）では、毎月1,530円（税込み）（9月使用分は765円（税込み））の値引きとなります。

※1：本事業の概要は【経済産業省資源エネルギー庁】の特設サイトをご覧ください。
<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

※2：都市ガスの年間契約量が1,000万m³以上のお客さま及び発電事業者は対象外となります。

2. 本事業に関するお問い合わせ先

資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

TEL：0120-013-305

受付時間：全日9時から17時まで（年末年始を除く）